

## 2023（令和5）年度事業計画

公益財団法人東京弁護士会育英財団

### 1. 学資金の貸与

本年度の奨学生の新規採用は10名以内とする。また、本年度の新規採用者へ本年度中に貸与する奨学貸与金は、合計5,000,000円までとする。

### 2. 奨学金の貸与を受ける学生の指導

本育英財団の事業の趣旨目的から鑑み、奨学生全員に報告書の提出を求め、奨学生にふさわしいか否かの確認を行う。

### 3. その他目的を達成するために必要な事業

- (1) 税額控除対象法人の証明を受けたことを広報することで広く寄付金を募集し、奨学生の採用の拡大に努める。
- (2) 奨学金の返還が滞っている者に対し、返還を促し、返還が困難な者に対しては、猶予申請の制度を案内する。